

## 令和6年度 志免町情報公開条例の運用状況

### ■ 情報公開制度

町民の皆さんへの説明責任を果たすため、町が持つ情報を広く公開し、公正で民主的な町政を運営するための制度です。

### ■ 情報公開制度の実施状況

情報公開制度の適正な運営を図るため、志免町情報公開条例第27条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

令和6年度の開示請求は16件でした。その中で個人に関する情報や法人などの権利・利益を害するおそれがあると認められた場合には、部分開示としました。

#### ● 令和6年度 実施機関別開示請求件数と決定内容の内訳（延べ）

実施機関	開示請求件数	全部開示	部分開示	不開示	不開示のうち
					文書不存在
議会	1	0	1	0	0
町長	12	7	4	1	1
公営企業	3	0	3	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
合計	16	7	8	1	1

### ■ 審査請求

開示請求をした場合の実施機関の決定や不作為に対して不服がある場合、審査請求をすることができます。（条例第16条）

#### ● 令和6年度 審査請求件数

実施機関	審査請求件数
公営企業	1